

議案第 5 8 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 9 月 3 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年墨田
区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「予定価格」を「予定価格が」に改める。

第 3 条中「予定価格」を「予定価格が」に、「又は動産」を「若しくは動産」に、
「又は売払い」を「若しくは売払い」に改め、「限る。）」の次に「又は不動産の信
託の受益権の買入れ若しくは売払い」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（その他の議決事件）

第 4 条 株式の売払いでその予定価格が 2 , 0 0 0 万円以上のものは、法第 9 6 条第
2 項の規定により議会の議決に付すべき事件とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会の議決に付すべき事件について、予定価格が 2 , 0 0 0 万円以上の株式の売払
い及び不動産の信託の受益権の買入れ又は売払いを加える必要がある。